

ルールを守ってノラねこにごはんをあげている皆様で



ルールを守っているのに
周りに理解してもらえない…

とお困りの方

届出済証を 活用してみませんか？

長崎市が定めたルールを守って、ノラねこに餌やりをしていることを動物愛護管理センターに届け出ることにより、届出済証の貸与を受けることができます。

🐾 詳しくは、裏面をご参照ください 🐾

届出済証（見本）

①腕章タイプ



②名札タイプ



※ ①か②のいずれかを選んでいただきます。
(①⇒75mm×290mm ②⇒55mm×90mm)

長崎市動物愛護管理センター

〒852-8104 長崎市茂里町2番2号

TEL : 095-844-2961 FAX : 095-846-1197

E-mail : doukan@city.nagasaki.lg.jp



「飼い主のいない猫への給餌等届出済証（以下「届出済証」という）」の貸与について

1 対象者

長崎市内で飼い主のいない猫に給餌等を行っており、長崎市が定める餌やりルールを遵守していると届出を行った個人又は団体

2 届出方法

「飼い主のいない猫への給餌等届出書」に必要事項を記入の上、動物愛護管理センターに提出する。

3 届出済証

腕章タイプ（75 mm×290 mm）と名札タイプ（55 mm×90 mm）に分かれており、どちらかを選択する。

4 変更の届出等

下記(1)～(3)にあげる内容が変更となった場合は、「飼い主のいない猫への給餌等届出事項変更届出書」を動物愛護管理センターに提出する。

また、飼い主のいない猫への給餌等を行わなくなった場合は、「飼い主のいない猫への給餌等終了届出書」を動物愛護管理センターに提出する。

- (1) 届出済者の氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）
- (2) 構成員数（増加した場合のみに限る）
- (3) 給餌等の場所

5 届出済証の再貸与

届出済証を紛失又は汚損、若しくは破損したときには、「飼い主のいない猫への給餌等届出済証再貸与依頼書」を動物愛護管理センターに提出する。

6 届出済証の返還

届出済証の貸与を受けた者が、長崎市の餌やりルールに著しく反して給餌等を行った場合は、届出済証を返還させることとする。

長崎市の餌やりルール

- ① 給餌等をする場所の自治会等に説明し、理解を得るよう努めること。
- ② 不妊去勢手術を受けた（受ける予定の）猫又は保護若しくは譲渡を予定している猫を対象とすること。
- ③ 給餌等を行う時間を決めて行うこと。
- ④ 給餌場所は給餌者の自宅又は正当な権原に基づき給餌等を行う場所であり、周辺住民に迷惑のかからない適切な場所とすること。
- ⑤ 餌は猫が食べきれだけの量を容器に入れて与えること。
- ⑥ 置き餌をしないこと。
- ⑦ 給餌等の後は、使用した容器を速やか回収し、食べ残しは処理すること。
- ⑧ ふん尿、毛その他の汚物は、適切に処理し、腐敗及び飛散を防止すること。
- ⑨ 猫が排泄する場所を整え、排せつ物を除去し、適切に処理すること。

届出済証について
詳しくはこちら

